（総務部の分課）

第三十二条　総務部に、次の二課を置く。

総務課

会計課

（総務課）

第三十三条　総務課においては、次の事務をつかさどる。

一～八　［略］

九　地方公共団体その他の関係機関との連絡及び協力の計画に関すること（防衛課の所掌に属するものを除く。）。

十　前号に掲げるもののほか、渉外に関すること（防衛課の所掌に属するものを除く。）。

十一～十三　［略］

十四　地方協力本部の業務（地方における渉外及び広報に係るものに限る。）の運営に関すること。

十五　前各号に掲げるもののほか、方面総監部の所掌事務（第五十六条の事務を除く。）で他の所掌に属しないものに関すること。

［条を削る。］

第三十四条～第三十六条　［略］

（募集課）

第三十七条　募集課においては、次の事務をつかさどる。

一　［略］

二　地方協力本部の業務の運営に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

第三十八条～第四十三条　［略］

（防衛課）

第四十四条　防衛課においては、次の事務をつかさどる。

一～十一　［略］

十二　方面隊の行動及び部隊の運用に必要な地方公共団体その他の関係機関との連絡及び協力の計画に関すること。

十三・十四　［略］

第四十五条～第四十七条　［略］

（装備課）

第四十八条　装備課においては、次の事務をつかさどる。

一　装備品等の補給、保管及び整備の実施計画の総合調整に関すること。

二～五　［略］

第四十九条～第五十六条　［略］

［条を削る。］

（総務部の分課）

第四条　総務部に、次の三課を置く。

総務課

地域連絡調整課

会計課

（総務課）

第五条　［同上］

一～八　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

九～十一　［同上］

十二　地方協力本部の業務（地方における広報に係るものに限る。）の運営に関すること。

十三　前各号に掲げるもののほか、方面総監部の所掌事務（第二十八条の事務を除く。）で他の所掌に属しないものに関すること。

（地域連絡調整課）

第五条の二　地域連絡調整課においては、次の事務をつかさどる。

一　地方公共団体その他の関係機関との連絡及び協力の計画に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、渉外に関すること。

三　地方協力本部の業務（地方における渉外に係るものに限る。）の運営に関すること。

第六条～第八条　［同上］

（募集課）

第九条　［同上］

一　［同上］

二　地方協力本部の業務の運営に関すること（総務課及び地域連絡調整課の所掌に属するものを除く。）。

第十条～第十五条　［同上］

（防衛課）

第十六条　［同上］

一～十一　［同上］

［号を加える。］

十二・十三　［同上］

第十七条～第十九条　［同上］

（装備課）

第二十条　［同上］

一　装備品、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」という。）の補給、保管及び整備の実施計画の総合調整に関すること。

二～五　［同上］

第二十一条～第二十八条　［同上］

第二十九条から第三十一条まで　削除